

春は引っ越しの季節です

# 住民異動の届出はお早めに

春は入学・就職や転勤による住民異動が多くなる季節です。今月は、住所を変更したときのなどの手続きについてご案内いたします。

## 住所が変わったら住民異動届を

転入や転出により住所が変わった場合には、税務町民課で住民異動届が必要になります(5ページ表1)。

なお、届出の際には本人確認を行ってまいります。運転免許証、住民基本台帳カードなど顔写真付の身分証明書をご持参ください。

また、届出は異動者本人もしくは同一世帯の人が行ってください。その他の方が代理人として届け出る場合は委任状が必要となります。

## 窓口にいらいっしやるときの注意

例年3月末から5月初旬ま

では窓口が混雑します。そこで少しでもスムーズに手続きができるコツをお知らせします。

◆混んでいる日時を避ける

●月曜日や連休明け

●10時～15時

当然のことですが、皆さんの来やすい時間帯は混雑します。もし都合が合えば、これらの時間帯や曜日は避けた方がスムーズに手続きできます。

◆手続きについて事前に確認

●必要な書類

●手続きできる人

●届け出の期間など

手続きに必要な書類などは、個人ごとに異なります。事前にお電話等で確認していただくと、窓口でスムーズに手続きできます。

## 各手続きの問合せ窓口はこちらです。

- 住民異動・印鑑登録・国民健康保険・年金のこと  
税務町民課 ☎62-2112
- 子ども手当・児童扶養手当などのこと  
健康福祉課 ☎62-2115
- 上下水道のこと 上下水道課 ☎62-2119

窓口受付時間：午前8時30分～午後5時15分



## こちらの手続きもお忘れなく

### 子ども手当



子ども手当を受給している方が、他の市町村に住所を移すと本町での受給資格はなくなります。受給者の方は、転出した日から15日以内に転入された市町村で新たに手続きをしてください。

### 児童扶養手当等



児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成を受けている方が転居や転出をしたときには、変更後14日以内に、受給者証を持って健康福祉課で手続きをしてください。

また、転出される方で、引き続き他の市町村で受給される方は、税務町民課で発行する所得証明書を持って新しい市町村で手続きをしてください。

### 国民健康保険



～就職・退職したら国保の手続きを～

職場の健康保険を加入、脱退した場合には、それぞれ届出が必要になります(5ページ表2)。会社での手続きしたあとに、国保の手続きをしなければなりません。

なお、国保に加入する場合は、職場の健康保険をやめた証明書(退職証明書など)を、国保を脱退する場合は、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方を税務町民課へお持ちください。

### 上下水道の届け出



引っ越しで、水道を止めたい、新たに使いたい等の場合は、5日前までに上下水道課にご連絡ください。

また、家を新築するために水道の使用を一時中止する場合や、旅行などで長期間留守にするために水道をご使用にならない場合もご連絡をお願いいたします。

表1 住民異動届一覧

届出事項	どんなときに(届出事由)	いつ(届出期間)	だれが(届出人)	届出に必要なもの(添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	本人、同じ世帯の方、または代理人※	①前住所の市区町村が発行した転出証明書 ②身分証明書(写真付) ③印鑑
	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る前に		
転届届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めた日から14日以内		①国民健康保険証(加入者のみ) ②身分証明書(写真付) ③印鑑

※代理人の場合は委任状が必要です。

表2 国保の届出一覧

	こんなとき	持参するもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	親の保険証、母子健康手帳、通帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	死亡を証明するもの、保険証、通帳、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他の異動	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印鑑
	同じ市区町村で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証、在学証明書、印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	身分を証明するもの、印鑑

# 国民年金だより

## 国民年金保険料免除の申請期限がせまっています!

東日本大震災により、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方などは、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

震災による免除申請の期限は平成24年3月末日までの間です。

申請には、町役場が発行した「り災証明書」や、「被災状況届(国民年金保険料免除申請用)」などが必要となります。免除となる対象者の詳細や申請手続きについては、役場税務町民課または郡山年金事務所にお問い合わせください。

## 国民年金第三号被保険者の届出を忘れずに

国民年金の被保険者のう

ち、第二号被保険者に扶養されている人(一般的にはサラリーマンの配偶者)を第三号被保険者と呼びます。こうした方について、左記のような資格に関する届出がもれていないと、年金額に影響が出たり、無年金者になったりするのであります。ご注意ください。

①第三号被保険者になったとき

配偶者である第二号被保険者に扶養されることになった場合は、第三号被保険者に該当する旨の届出を「配偶者の勤務先」に届ける必要があります。

②第三号被保険者でなくなるとき

自身の収入の増加や、配偶者の退職などにより、扶養でなくなった場合は、第一号被保険者となりますので、「住



所地の市区町村」に届け出る必要があります。扶養を外れた場合など、資格に変更があった場合は、どのような届出が必要になるのか確認をお願いいたします。

### ◎問い合わせ先

税務町民課  
☎62-2112  
郡山年金事務所  
☎024-932-3434